

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和8年7月3日受付分)

名称

特定非営利活動法人はりまキッズランド

縦覧期間

令和8年7月3日(金)から
令和8年7月17日(金)まで

特定非営利活動法人はりまキッズランド定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人はりまキッズランドという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市花田町加納原田771番地の1アーケハリマ株式会社内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、こどもの社会的人格の形成と発達を促進し、健全なこどもの育成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) こどもの育成に関する事業
- (2) 他団体との共催によるこどもの育成に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) 利用会員 この法人の事業を利用するため登録をしたこどもの扶養者である個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人又は2人

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催) .

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、会費の口数にかかわらず平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・

押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 柴田 和久
副理事長 石川 治
理事 内田 勇人
同 大西 秀憲
同 黒田 良輝
監事 中村 隆弘
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結する日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員

個人	(1)	入会金		0 円
	(2)	年会費	1 口	5, 0 0 0 円
団体	(1)	入会金		0 円
	(2)	年会費	1 口	1 0, 0 0 0 円

賛助会員

個人	(1)	入会金		0 円
	(2)	年会費	1 口	1, 0 0 0 円
団体	(1)	入会金		0 円
	(2)	年会費	1 口	1 0, 0 0 0 円

令和8年度 事業計画書

【イベントスケジュール】

定款の事業名等	プロジェクト内容	実施時期	協力・場所	参加予定数	参加費 (大人のみ)	収益見込 (千円)
他団体との共催によるこどもの育成に関する事業	コメディ・クラウン・サーカス	9月23日 (祝日)	兵庫県立こどもの館	800人 (大人400名、 こども400名)	500円/人	200千円
	コメディ・クラウン・ミニ・サーカス (こどもフェスティバル2026)	5月5日 (祝日)	兵庫県立こどもの館	自由参加	無料	—
	姫路少年少女発明クラブ活動とチャレンジコンテスト	クラブ活動: 年12回 チャレンジコンテスト: 8月23日	姫路市立姫路科学館	クラブ活動25人 × 12回	—	—
こどもの育成に関する事業	子ども(コミュニティ)食堂	適時	別所公民館ほか	1回90名程度	無料	—

【実施予定イベント等】

■コメディ・クラウン・サーカス

県立こどもの館において、幼児が親子・家族と楽しい時間を共有することを目的とし、クラウン(道化師)を招きます。

※兵庫県立こどもの館は、令和6年4月から指定管理者としてこどもみらいクリエイティブ共同事業体(小学館集英社プロダクション、東急コミュニティー、神姫バスの3社で構成)に業務を委託しています。

■姫路科学館の主要事業として実施する姫路発明研究会の姫路少年少女発明クラブ活動の共催・支援

姫路科学館が主要事業の1つとして行っている少年少女発明クラブの活動とチャレンジコンテストの開催について共催し、選抜チームの全国大会への出場について支援を行います。姫路少年少女発明クラブは、子ども独自の発想や自由な意思で自立的な研究を行う機会を提供することにより子どもたちの可能性を広げるための活動を行います。

(実施事業見直しの経緯)

令和5年度までは、姫路科学館と共催で、小学生を対象に笑いの中にも科学へ興味を持ってもらうことを目的とし、ボルトボルズ(お笑い芸人)やサイエンス演芸師の善ちゃんなどによる本格的な科学実験ショーを実施していましたが、小学校高学年の参加が減少し当初の開催趣旨どおりのサイエンスショーが実施しにくくなってきたことから、姫路科学館と新たな企画について協議・検討を行い、令和7年度から上記事業を共催・支援しています。今総会に定款の事業の変更について付議しています。

■子ども(コミュニティ)食堂

姫路市社会福祉協議会から支援要請があった「子ども(コミュニティ)食堂」に今年度も引き続き協賛し、孤立しがちな環境におかれている子供たちの支援を行っていきます。

■児童養護施設などの子どもを支援する活動

コメディ・クラウン・サーカスには、毎年、児童養護施設から子どもたちを招待しています。

以上

令和9年度 事業計画書

【イベントスケジュール】

定款の事業名等	プロジェクト内容	実施時期	協力・場所	参加予定数	参加費 (大人のみ)	収益見込 (千円)
他団体との共催によるこどもの育成に関する事業	コメディ・クラウン・サーカス	未定	兵庫県立こどもの館	800人 (大人400名、 こども400名)	500円/人	200千円
	コメディ・クラウン・ミニ・サーカス (こどもフェスティバル2026)	未定	兵庫県立こどもの館	自由参加	無料	—
	姫路少年少女発明クラブ活動とチャレンジコンテスト	クラブ活動: 年12回(毎月) チャレンジコンテスト: 日程未定	姫路市立姫路科学館	クラブ活動25人 ×12回	—	—
こどもの育成に関する事業	子ども(コミュニティ)食堂	適時	別所公民館ほか	1回90名程度	無料	—

【実施予定イベント等】

■コメディ・クラウン・サーカス

県立こどもの館において、幼児が親子・家族と楽しい時間を共有することを目的とし、クラウン(道化師)を招きます。

※兵庫県立こどもの館は、令和6年4月から指定管理者としてこどもみらいクリエイティブ共同事業体(小学館集英社プロダクション、東急コミュニティー、神姫バスの3社で構成)に業務を委託しています。

■姫路科学館の主要事業として実施する姫路発明研究会の姫路少年少女発明クラブ活動の共催・支援

姫路科学館が主要事業の1つとして行っている少年少女発明クラブの活動とチャレンジコンテストの開催について共催し、選抜チームの全国大会への出場について支援を行います。姫路少年少女発明クラブは、子ども独自の発想や自由な意思で自立的な研究を行う機会を提供することにより子どもたちの可能性を広げるための活動を行います。

■子ども(コミュニティ)食堂

姫路市社会福祉協議会から支援要請があった「子ども(コミュニティ)食堂」に引き続き協賛し、孤立しがちな環境におかれている子供たちの支援を行っていきます。

■児童養護施設などの子どもを支援する活動

コメディ・クラウン・サーカスには、毎年、児童養護施設から子どもたちを招待しています。

以上

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人はりまキッズランド

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費・入会金収入			
正会員会費	820,000		
賛助会員会費	304,000	1,124,000	
2 事業収入			
こどもの育成に関する事業収入	0		
他団体との共催によるこどもの育成に関する事業収入	200,000	200,000	
3 その他の収入			
寄附金	300,000		
助成金	0	300,000	
経常収入合計			1,624,000
II 支出の部			
1 事業費			
他団体との共催によるこどもの育成に関する事業費			
コメディ・クラウン・サーカス等こどもの館との共催事業	1,000,000		
姫路少年少女発明クラブへの協賛	500,000		
その他の子どもの育成に関する事業費用			
子ども食堂への支援	40,000		
兵庫県青少年本部賛助会員会費	50,000		
その他各種活動支援・寄贈等	0	1,590,000	
2 管理費			
委託費	300,000		
その他	300,000	600,000	
経常支出合計			2,190,000
経常収支差額			-566,000
III その他資金収入の部			
受取利息	0	0	
その他資金収入合計			0
IV その他資金支出の部			
その他資金支出合計			0
その他資金収支差額			0
当期正味財産増減額			-566,000
前期繰越正味財産額			1,006,124
次期繰越正味財産額			440,124

2025年度年会費	加人口数	
	正会員	賛助会員
個人会員: 1口1,000円/年	10口以上	3口以上
法人・団体会員: 1口10,000円/年	5口以上	1口以上

令和9年度活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人はりまキッズランド

科目	金額(単位:円)		
I 収入の部			
1 会費・入会金収入			
正会員会費	820,000		
賛助会員会費	304,000	1,124,000	
2 事業収入			
こどもの育成に関する事業収入	0		
他団体との共催によるこどもの育成に関する事業収入	200,000	200,000	
3 その他の収入			
寄附金	1,300,000		
助成金	0	1,300,000	
経常収入合計			2,624,000
II 支出の部			
1 事業費			
他団体との共催によるこどもの育成に関する事業費			
コメディ・クラウン・サーカス等こどもの館との共催事業	1,000,000		
姫路少年少女発明クラブへの協賛	500,000		
その他のこどもの育成に関する事業費用			
子ども食堂への支援	40,000		
兵庫県青少年本部賛助会員会費	50,000		
その他各種活動支援・寄贈等	0	1,590,000	
2 管理費			
委託費	300,000		
その他	300,000	600,000	
経常支出合計			2,190,000
経常収支差額			434,000
III その他資金収入の部			
受取利息	0	0	
その他資金収入合計			0
IV その他資金支出の部			
その他資金支出合計			0
その他資金収支差額			0
当期正味財産増減額			434,000
前期繰越正味財産額			440,124
次期繰越正味財産額			874,124

2025年度年会費	加入口数	
	正会員	賛助会員
個人会員: 1口1,000円/年	10口以上	3口以上
法人・団体会員: 1口10,000円/年	5口以上	1口以上